

事業復活支援金の事前確認および申請支援について

南国市商工会では、会員事業所の皆様が事業復活支援金を申請される際に必要な「事業実態の事前確認」を下記の通り実施いたします。

一時支援金・月次支援金
を受給されている方

事前確認は不要です。一時支援金・月次支援金申請に使用したIDとパスワードを使用し申請可能です。

一時支援金・月次支援金
を受給されていない方

事前確認が必要です。事前にアカウント登録を行い、申請IDを取得してください。取得した申請IDに基づいて商工会にて事前確認を行います。

(1) 事業復活支援金の HP から申請 ID を取得する

<https://registration.ichijishienkin.go.jp/register-user/entry>

申請 ID の取得にはメールアドレスが必要です。申請 ID を作成することが難しい方は、コールセンターにお問い合わせください。 **事業復活支援金コールセンター 0120-789-140**



(2) 事前確認を受ける

会員の方が当会で事前確認を受ける場合は、お電話だけでの確認も可能です。事前確認に必要な項目は、別紙の確認事項に記載しています。

来所されての事前確認をご希望の場合は、事前にお電話で予約をお願いいたします。

(3) 申請に必要な資料を準備する

個人・法人や申請する基準期間によって準備する資料が異なります。詳細はホームページをご確認ください。

https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/procedure_flow/index.html



(4) 申請をする（全て電子申請）

申請は事業者様ご自身で行うこととなっています。

入力のサポートが必要な方は申請サポート会場をご利用ください。

申請サポート会場のご利用についてはコールセンターでの事前予約が必要です。

事業復活支援金コールセンター 0120-789-140

<https://reservation.jigyoku-fukkatsu.go.jp/visit-appointment?meetingRoomCode=390101>



(5) 商工会での申請支援について

サポートセンターに出向くことができない方等特段の事情がある会員事業所の方につきましては、申請支援窓口を設け、2月14日（月）より商工会でも申請支援を行います。

完全予約制となりますので、ご希望の方は申請に必要な書類を準備し、商工会にお電話の上日程の予約をお願いいたします。

＜商工会における事業復活支援金のお問合せ＞

南国市商工会 TEL : 088-864-3073（平日 8 : 30～17 : 15）

<制度概要>

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

＜事業復活支援金 事前確認手続きに係る確認事項＞

申請希望者の情報

申請ID(C×××××××××)	C
電話番号	

＜個人事業主の場合＞

氏名	
生年月日	西暦 年 月 日

＜法人の場合＞

法人番号	
法人名	

1. コロナウイルス感染拡大の影響（①②のいずれかの項目を選択してください。）

① 需要の減少による影響

- ☐ 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- ☐ 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- ☐ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少
- ☐ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少
- ☐ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少
- ☐ 顧客・取引先※₁₆が上記5項目のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少

② 供給の制約による影響

- ☐ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難
- ☐ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約
- ☐ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約

2. 宣誓同意事項の理解（以下全ての項目に☑）

- ☐ 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- ☐ 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- ☐ 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。
- ☐ 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
- ☐ 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。
- ☐ 復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
- ☐ 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。
- ☐ 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。

上記事項確認しました。

令和 4 年 月 日

<商工会使用欄>

確認日（システム）	令和 4 年 月 日
-----------	----------------------

担当

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等

上限最大250万円

個人事業者等

上限最大50万円

を支給します。

給付額

基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認が不要！提出書類が少ない！過去の申請情報を活用可能！

事前確認を簡略化！提出書類が少ない！

▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの

②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止

③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行

④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制

⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少

⑥顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと

⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限

⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの

⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140
(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線

03-6834-7593

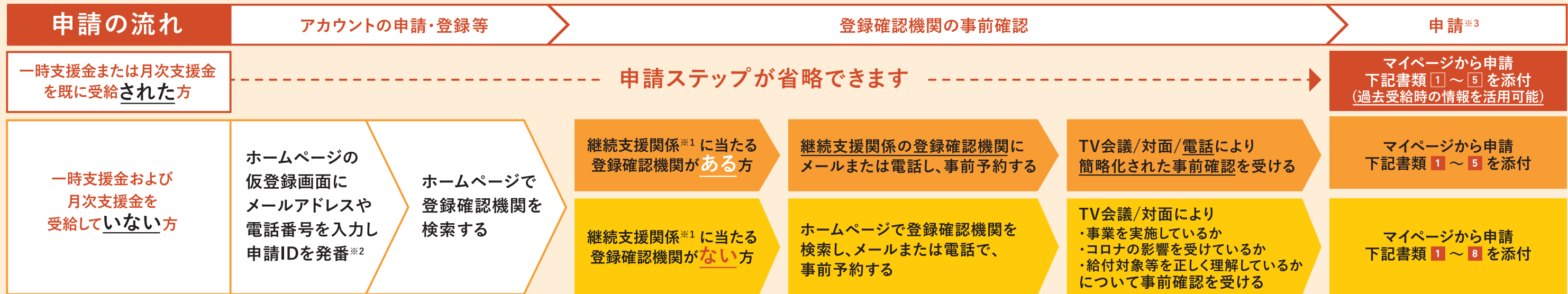
受付時間

8:30-19:00
(土日・祝日含む全日)

ホームページ

事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>



「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。
そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。
※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人

個人

履歴事項全部証明書

運転免許証
マイナンバーカード
住民票
パスポート
各種健康保険証

【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】
※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え

法人

個人

法人
個人

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)

※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。

6 基準月の売上台帳等

7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等

8 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)

※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。